

○経済産業省告示第百七号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年五月八日

経済産業大臣 梶山 弘志

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一〇三三五 「略」 三六 電流緊急遮断器であつて、次の要件を満たすもの	一〇三三五 「略」 「新設」

-
- イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。
 - ロ 電気点火により、ピストンを押し出し、導電板を切断することにより電流を遮断する構造であること。
 - ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
 - ニ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
 - ホ 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
 - ヘ 作動後のピストンは外部に出ないものであり、かつ、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。
-

三十七 着衣型エアバッグガス発生器（圧力容器

付きのものに限る。）であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・五四グラム以下であること。

ロ ガス発生剤の量が、硝酸エステルを主とする火薬にあつては〇・〇四グラム以下であり、かつ、硝酸塩を主とする火薬にあつては一・八三グラム以下であること。

ハ 電気点火により、圧力容器の封板を開放することによりガスを放出させる構造であること。

〔新設〕

ニ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。

三十八 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一

号）第二条第二十二項に規定する無人航空機に用いるパラシュート開傘装置であつて、次の要件を満たすもの

イ 点火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一二グラム以下であること。

ロ ガス発生剤（硝酸エステルを主とする火薬に限る。）の量が一・九四グラム以下であること。

〔新設〕

- ハ 電気点火により、ピストン（最大変位が一〇〇ミリメートル以下のものに限る。）を押し出す構造であること。
- ニ 本体は、鉄製又はこれと同等以上の強度を有する金属製であること。
- ホ 外殻は、防錆性を有する材質であること。
- ヘ 内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。
- ト 燃焼室は、気密性を有し、爆発及び燃焼により塑性変形しない材質であること。
- チ 作動後のピストンは固定され、燃焼室内の残ガスが外部に漏れないものであること。

三十九 航空機用酸素ガス圧力容器封板せん孔器

〔新設〕

であつて、次の要件を満たすもの

イ 火薬又は爆薬の量が次のいずれかに該当す

るものであること。

(1) 爆薬（トリニトロフェニルシニバリウムに

限る。）の量が〇・〇二八グラム以下であ

ること。

(2) 火薬（硝酸塩を主とする火薬に限る。）

の量が〇・〇〇九グラム以下であり、かつ

、爆薬（トリニトロフェニルシニバリウムに

限る。）の量が〇・〇二二グラム以下であ

ること。

ロ 電気点火により、キリ（最大変位が七・七

ミリメートル以下のものに限る。）を押し出

し、圧力容器の封板をせん孔することにより
ガスを放出させる構造であること。

ハ 外殻は、防錆性を有する材質であること。

ニ 内部の火薬及び爆薬が容易に取り出せない
構造であること。

ホ 燃烧室は、気密性を有し、爆発及び燃烧に
より塑性変形しない材質であること。

ヘ 作動後のキリは固定され、燃烧室内の残ガ
スが外部に漏れないものであること。

備考 表中の「」は注記である。